様式第20号（第15条関係）

|  |
| --- |
|  　　　第　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　　　 丸亀市長 　　 印住居確保給付金支給中止通知書　　　年　　月　　日第　　　　　号により支給決定した住居確保給付金について下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。記１　支給中止時期　　　　　　　年　　月から（　　年　　月家賃相当分から）２　支給中止の理由　 |

１　この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（市長が被告の代表になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。